

平成 17 年 3 月 20 日

各市町村（学校組合）教育長 様  
各 県 立 学 校 長 様

高知県教育委員会事務局 教職員課長

### 扶養親族の認定並びに除外に関する取扱いについて（通知）

扶養親族の認定並びに除外に関する事務処理については、条例、規則に定めるほか、「公立学校職員の扶養親族の認定並びに除外に関する取扱い要項」による事とされています。

しかし、扶養親族として認定される基準、扶養親族届の取扱い等については、いまだに十分徹底されていない向きがあり、なかには扶養親族の要件を欠くにいたっているにもかかわらず、除外の手続をしないまま相当長期間不当に扶養手当を受け多額の戻入を要するものや、提出書類が不備なため事務処理が困難なものがあります。

つきましては、平成 17 年 4 月 1 日以降、扶養親族の認定並びに除外に関する取扱いについては、本通知により取扱ってください。これに伴い「公立学校職員の扶養親族の認定並びに除外に関する取扱い要項」は、廃止します。

また、扶養親族の認定等について、より適正な事務処理が行われるよう、本通知について職員に十分周知徹底を図るとともに、すでに扶養親族として認定されている者で、認定基準に該当しなくなっているものがあれば、早急に除外の手続をしてください。

### 記

#### 第 1 扶養親族の認定基準

扶養親族の要件は、条例及び規則に規定されているが、この認定基準は、次の 1 に掲げる者であつて、かつ、2 に掲げる事由に該当するものであること。

##### 1 扶養親族の範囲

###### (1) 配偶者

- ア 所定の届出（民法第 739 条）をした適法な婚姻関係にある職員の妻又は夫
- イ 適法な婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係にある職員の内縁の夫又は内縁の妻

###### (2) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子

直系血族である 1 親等の卑属、すなわち実子及び養子をいう。

- ア 実子は嫡出であると否とを問わない。ただし、職員が男子であるときは、認知した子に限られる。

なお、職員が実子を他人の養子にしたときでも実子であることには変わりがないので、事情に

よっては扶養親族とすることができる。

イ 養子は民法上の養子縁組をした者に限る。

いわゆる継子あるいは連子は姻族であるから扶養親族にはならないが、養子縁組をした場合は扶養親族とすることができる。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

直系血族である2親等の卑属すなわち実子の実子又は養子及び養子の実子又は養子をいう。

(4) 60歳以上の父母

直系血族である1親等の尊属すなわち実父母及び養父母をいう。

ア 実父母は、職員が他人の養子になっている場合であっても実父母であることには変わらないので、事情によっては扶養親族とすることができる。したがって場合によっては、養父母、実父母とともに扶養親族とすることもできる。

イ 養父母は、民法上の養子縁組をしたものであること。したがって婚家の姓を名乗り事実上扶養していても養子縁組をしていなければ扶養親族にはできない。職員が婚姻した場合における配偶者の父母は、職員とは姻族となり、扶養親族にはできない。

ただし、配偶者の父母と職員が養子縁組をした場合は養父母となるから扶養親族とすることができる。

(5) 60歳以上の祖父母（曾父母は含まない）

直系血族である2親等の尊族すなわち実父母の実父母又は養父母及び養父母の実父母又は養父母をいう。

(6) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

傍系血族である弟妹をいう。

ア 配偶者の弟妹及び父又は母の連子はいずれも姻族であり扶養親族にはできない。

イ 父又は母の一方を異にする弟妹及び職員が養子であるときの養家の弟妹は扶養親族とすることができる。

(7) 重度心身障害者

重度心身障害者とは、心身の故障が永久的又は半永久的でほとんど回復の見込みがなく終身労務に従事することができないと認められる程度のものをいい、必ずしも親族であることを要しない。

なお、著しい障害の状態の判定は、医師の診断、証明書、著しい障害の状態の程度を具体的に記載した書面等により個々について検討される。

2 他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていること。

(1) 他に生計の途がないとは

ア 民間その他から、その者にかかる扶養手当又はこれに相当する手当が支給されていないこと。

イ 勤労所得、資産所得、事業所得等又はこれらの所得の合計額が年額1,300,000円程度未満であること。

ウ 遺族扶助料、雇用保険料等の収入及び他人からの仕送りは上記イの所得に含まれるが、戦没遺族に交付される一時金（いわゆる灯明料）、退職一時金等は所得に含めないこと。

エ 年間1,300,000円程度とは、月あるいは年等の単位で恒常的に収入のあるものについていうものであり、給与所得又は貸家料等の月単位による収入をもって判断すべき性質の収入については月額108,333円程度とし、農業所得又は事業所得等については、通常年額により認定するものであるが、季節的な事業で、稼働日数2～3月でその間に1年分の収入等を得る場合には、これを年額として考えることとなる。

なお、年額とは、会計年度又は暦年でなく、事由の生じた時から1年間をさすものであること。

オ 職員の配偶者等が、職員等の名義で農業その他の事業に従事している場合又は賃金を受けないで、親族等の事業に従事している場合であっても、その労務の提供に対する反対給付として実質的に（例えば家賃、食費等を免除されている場合を含む。）年額1,300,000円程度以上の収入又は利益を得ていると認められるときは、扶養親族とはできない。

(2) 主としてその職員の扶養を受けているとは

ア 民法上の扶養義務の順位にかかわらずなく、その実態につき認定すべきもので、現実にその職員に扶養を受けておれば扶養親族とすることができる。

親、配偶者、兄弟等に収入がある場合において、子、弟妹等をいずれが扶養するものと認定するかは困難な問題であるが、家計の実態、所得税の扶養親族控除の状態その他社会通念等の客観的な実態を総合判断していずれの者がその主たる扶養者であるかを認定することとなる。例えば(7) 両親が健在であっても特別な事情で職員が現実に弟妹を扶養している場合、あるいは長男が健在であるが次男である職員が現実に両親を扶養している場合には、いずれも扶養親族とすることができる。

(4) 別居していても、職員が仕送りをし主として扶養していることが明らかな場合は、扶養親族とすることができる。

イ 上記アの場合は、職員がその主たる扶養者であること的事实を明らかにする証明書、理由書等を届に添付しなければならない。

## 第2 扶養親族届等の取扱い

1 扶養親族の認定及び除外はすべて扶養親族届により行うこと。

### 2 記載事項

(1) 提出の日付 職員が学校長に提出した日をさすものであること。

(2) 受理の日付 学校長が届出内容等を確認し適正な届であると認め、現実に受付けた日をさすものであること。

(3) 所属長の認印 学校長の私印とする。

この認印は学校長の確認を意味するものであるから届を受理したときは、記載事項、添付された証明書等を検討し該当者であることの確認をするものであること。

3 扶養親族届に添付すべき証明書等

(1) 添付すべき証明書

職員の収入により生計を維持しているものであること的事实を証明する次の書類の提出を必要と

すること。

#### ア 子の場合

戸籍抄本（出産の場合は、医師又は助産師の出産証明書若しくは戸籍抄本）又は職員との続柄及び生年月日が記載されている住民票。

両親とも勤務している場合は、申請をしない方の勤務先で扶養手当の支給を受けていないことの証明書（両親とも県職員の場合は不要であるが、届に配偶者の所属を明記すること）。

夫婦が共同して子を扶養している場合の第1子の取扱いについては、夫婦双方の年間所得を比較して、職員の年間所得が配偶者の年間所得より多いとき又は同程度（夫婦双方の年間収入の差額が多い方の年間収入の1割以内）であれば認定することになるので、両親の所得証明書（両親とも職員の場合は不要であるが、届に申請者以外の者の所属を明記すること。）の添付が必要であること。

#### イ 配偶者の場合

- 戸籍抄本（内縁の場合は双方の抄本を必要とする。）又は職員との続柄及び生年月日が記載されている住民票（事実の発生が婚姻の日である場合は戸籍抄本に限る。）
- 申請しようとする配偶者の所得証明書
- 内縁関係の場合については、市町村長、媒酌人、所属長等信用にたる者の内縁関係にあることの証明書

#### ウ 父母、祖父母、弟妹、孫の場合

- 戸籍謄本（職員との血縁関係、職員以外の扶養義務者等の有無を確認する必要がある。）
- 扶養理由書—その職員が扶養すべき具体的な理由書
- 申請しようとする者（弟妹が義務教育を受けている者の場合は不要）の所得証明書
- 扶養手当等を受けていないことの証明—扶養親族の申請をし得る者が2人以上ある場合においては、他の者が扶養手当又はこれに相当する手当の支給を受けていないことの証明書（例えば兄が市町村、民間等に勤務し、弟は県職員で父母の扶養申請をする場合は、兄が扶養手当又はこれに相当するものを受けていないことの兄の勤務先での証明書）
- 別居扶養理由書

別居者を扶養している場合は別居している理由並びに扶養の事実証明書（扶養理由書と併書することもできる。）

#### エ 重度心身障害者—著しい障害の状態の程度を具体的に記載した書類及び医師の診断書又は証明書

死亡又は就職（年収1,300,000円程度以上）等のため扶養親族から除外する場合は、これを証する証明書（戸籍抄本等の添付は省略できる。）を添付すること。

#### カ 給与証明その他

市町村、民間等に勤めていた者が退職したことにより扶養親族として申請する場合は、その者の退職証明書、及び雇用保険の適用の有無の証明書

なお、雇用保険（日額3,611円以上）の受給者については、その支給が終了しなければ申請す

ることができないので、申請には公共職業安定所の発行する雇用保険支給証明書又は雇用保険受給資格者証の写し

#### (2) 証明書の確認

届に添付されたこれらの各証明書等の日付けが届の受理年月日に比し、著しく遅延している事例が多いが、学校長は扶養親族届を受理するときは、その要件に該当することの有無について確認することはもちろん添付されるべき証明書の有無をも十分確認して受理されたいこと。

なお、添付書類が不備なときは速やかにその補足をさすよう配慮されたいこと。

#### 4 その他

(1) 国立大学法人、他の地方公共団体等の公務員が引き続き採用された場合においては、前任官公署における扶養親族簿の写に証明を受けて扶養親族届に添付して提出することにより証明書を省略することができる。

(2) 「配偶者の有無、その事実の生じた年月日」欄は、次に掲げる場合に記入のこと。

ア 配偶者以外の扶養親族を有するに至ったときに配偶者のない場合

イ 配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者のない職員となった場合

ウ 配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者を有するに至った場合

#### 第3 除外の場合の取扱い等

1 扶養親族としての要件を欠く事由が生じた場合は、速やかに届け出ること。

2 要件を欠く事由

(1) 扶養親族の勤労所得、事業所得、年金収入等の合計額が年額130万円以上となった場合（年額130万円の取扱いについては、第1の2(1)エを参照のこと。）

(2) 同一の扶養親族について、他の者が民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けることとなった場合

(3) 扶養親族が死亡した場合

(4) 別居等により主たる扶養者でなくなった場合

(5) 扶養親族が重度心身障害者の場合には、終身労務に服することができない程度でなくなった場合

3 学校長（市町村（学校組合）立学校にあつては教職員課長）は、扶養親族の認定後、扶養親族としての要件を欠くに至った場合の手続きに抜かりがないよう、職員に扶養親族としての要件を欠くこととなる事由を周知するため、「扶養親族認定後の留意事項」（別紙）を職員に交付すること。

#### 第4 届出の手続き

1 申請者は、扶養親族届に必要な事項を記載し、記名押印のうえ必要書類を添えて学校長に提出すること。

提出部数

(1) 扶養親族届 2部

(2) 添付書類 1部

- 2 学校長は、提出された届の記載内容、提出部数、添付書類等を調査検討し、適正な届であると認めるときは、現実に受付けた日をもって受付印及び認印を押印すること。  
なお、市町村（学校組合）立学校にあつては、直ちに、当該市町村（学校組合）教育委員会に提出すること。
- 3 市町村（学校組合）教育委員会は、校長から提出された届出を現実に受付けた日に受付印を押印し、直ちに教職員課に提出すること。

#### 第5 支給の始期及び支給の終期

##### 1 支給の始期

扶養の事実が生じた日の属する月の翌月（事実の日の生じた日が月の初日であるときはその月）から支給を開始する。ただし、届出が事実の生じた日から15日を経過してなされたときは、校長の受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその月）から支給する。

##### 2 支給の終期

扶養親族としての要件を欠く事実が生じた日の属する月（事実の生じた日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）まで支給する。

#### 第6 扶養親族認定書の保管及び整備

- 1 学校長は、認定された扶養親族届（市町村（学校組合）立学校にあつては「写し」）（以下「扶養親族認定書」という。）を保管すること。
- 2 人事異動によって職員が勤務校を異にしたときの取扱い  
学校長は保管している扶養親族認定書を、職員が新たに所属する学校の学校長に送付すること。

別紙

## 扶養親族認定後の留意事項

今回、あなたから届出のあった扶養親族について、別紙のとおり認定しました。

今後、下記のような事由が生じた場合には、扶養親族としての要件を欠くこととなりますので、速やかに除外の手続きをとってください。

なお、届出が遅れますと、その間に受給した扶養手当は不当利得として返還を求められることはもとより、場合によっては、届出の義務違反に問われることにもなりますので、くれぐれも留意してください。これまでに認定されている扶養親族がある場合は、当該扶養親族についても同様です。

また、あなたが配偶者を有することとなった場合又は配偶者を有さないこととなった場合には、手当額が改定されることとなりますので、配偶者の扶養親族としての認定の有無にかかわらず速やかに届出をしてください。

### 記

- 1 扶養親族の勤労所得、事業所得、年金収入等の合計額が年額 130 万円以上となった場合

なお、この年額については、改定される場合がありますので十分留意してください。

【注】 (1) 年額とは、暦年や会計年度ではなく、事由の生じたときから 1 年間の収入をさすものである。

(2) 年額が 130 万円に満たない場合でも、次のような収入が見込まれるときは、扶養親族の除外の手続きをとること。

ア 雇用保険の受給が開始された場合は、日額 3,611 円以上受給することとなったとき。

イ 給与所得等のような月単位の収入については、月額 108,333 円以上の収入が引き続き 2 箇月を超える期間見込まれるとき。(年額の改定とともに月額も改定される。)(月間の収入が変動する場合は、2～3 箇月の平均の収入額による。)

ウ 雇用期間が不安定な場合又は限定されている場合等については、当初から 2 箇月を超える雇用期間が見込まれるときや、2 箇月を超える期間まで雇用期間が延長されたとき。

- 2 同一の扶養親族について、他の者が民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けることとなった場合
- 3 扶養親族が死亡した場合
- 4 別居等により主たる扶養者でなくなった場合
- 5 扶養親族が重度心身障害者の場合には、終身労務に服することができない程度でなくなった場合

年 月 日

学 校 長 又 は 教 職 員 課 長

様